

生物多様性とその主流化をめぐる 国内外の動向

大阪府立大学名誉教授 石井 実

本日の話題

- 生物多様性の現状
- 昆明－モンリオール生物多様性枠組
- 次期生物多様性国家戦略案
- 30by30目標に向けた取組
- 生物多様性の主流化:いくつかの話題

2023年3月5日 大阪市「生物多様性の主流化推進に向けたシンポジウム」
@大阪公立大学 I-siteなんば

生物多様性 biodiversityとは？

- 地球上の生物に見られる個性とつながりを表す言葉。
- ギリシャ語の生命biosと英語の多様性diversityを組み合わせた造語。
- 1992年に「**生物多様性条約**」が採択され、「**地球サミット**」(国連環境開発会議)で署名。1993年に発効。
- 同条約の**目的**(第1条)は、生物多様性の**保全と持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分**

- 同条約による**生物多様性の定義**(第2条):

★生物多様性とは、**すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性**(=遺伝的多様性);**種間の多様性**(=種の多様性);**生態系の多様性**を含む

生物多様性という言葉の大阪府民認知度:

大阪府民アンケート結果: 16.9%(2008年度)⇒18.0%(2020年度)

生物多様性のもたらす生態系サービス (生態系の公益的機能)

供給サービス

衣食住・医薬品などに関わる、**有形・有用な資源**を提供する

文化的サービス

文学・芸術・教育・観光・癒し・バイオミメティクスなど、**文化的・精神的基盤や恩恵、技術開発のヒント**などをもたらす

調整サービス

気候の調整、洪水の抑制、有害生物の拡大防止など、**環境や他の生物からの悪影響を緩和**する

基盤サービス (生物多様性を支える上位のサービス)

食物連鎖による物質の循環、光合成による酸素の供給など、**生態系の基盤となる機能**を提供する

生物多様性の現状

生物多様性の減少が止まらない！

- IUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト掲載種は10年余りで2倍以上増加した。

公表年	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧	合計
2009年	809種	66種	17,291種	18,166種
2021年	897種	79種	40,084種	41,060種
増加率	1.11倍	1.20倍	2.32倍	2.26倍

- 環境省のレッドリスト掲載種も増加傾向が続いている。

公表年	絶滅	野生絶滅	絶滅危惧	合計
2007年	120種	12種	3,155種	3,287種
2020年	110種	14種	3,716種	3,840種
増加率	0.91倍	1.17倍	1.18倍	1.17倍

生物多様性の危機要因

- 日本における**生物多様性の4つの危機**：

（「生物多様性国家戦略」より）

①開発など**人間活動**による危機

- 開発による自然環境の減少、乱獲・密猟・盗掘など

②自然に対する**働きかけの縮小**による危機

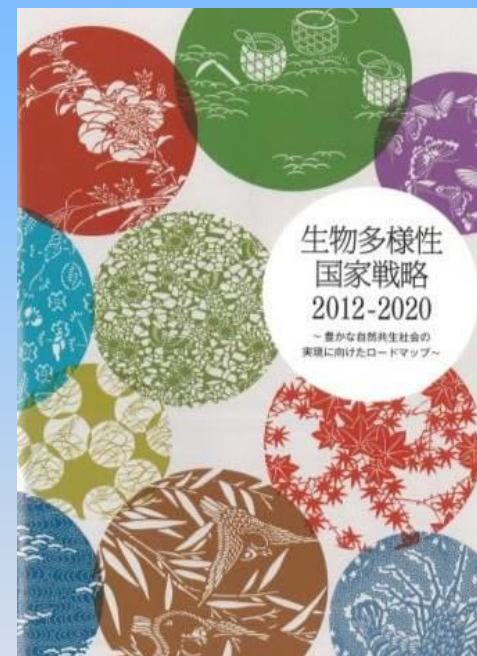
- 里地里山の二次的自然の変化、野生獣の増加など

③人間により**持ち込まれたもの**による危機

- 外来生物や農薬、環境ホルモンの影響など

④**地球環境の変化**による危機

- 地球温暖化、水害・土砂災害の多発、海洋の酸性化による影響など



※上記の「4つの危機」は次期国家戦略に引き継がれる見込み！

これまでに策定された2つの「世界目標」は いずれも達成できなかった！

➤ 「2010年目標」(2002年のCOP6で採択):

ほとんど達成できず、地球規模生物多様性概況第3版(GB03; 2010年)で「このまま損失が続けば、生態系が自己回復できる限界値である「転換点」を超え、生物多様性の劇的な損失とそれにならう生態系サービスの劣化が生じる恐れがある」とされた。

➤ 「愛知目標」(2010年のCOP10で採択):

2050年ビジョンとして「自然と共生する世界」※を掲げ、2020年までの20の個別目標が設定された。しかし、愛知目標も地球規模生物多様性概況第5版(GB05; 2020年)において、20の個別目標で完全に達成できたものはないとされた。

※2050年までに生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる世界を構築する。

戦略計画・「愛知目標」2011-2020



2050年ビジョン「自然と共生する世界」: 生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な恩恵が与えられる世界を構築する

戦略目標A(目標1~4)

政府と社会において**生物多様性を主流化する**ことにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。

戦略目標B(目標5~10)

生物多様性への直接的な圧力を減少させ、**持続可能な利用を促進する**。

戦略目標C(目標11~13)

生態系、種および遺伝子の多様性を守ることにより、**生物多様性の状況を改善する**。

戦略目標D(目標14~16)

生物多様性及び生態系サービスから得られる**全ての人のための恩恵を強化する**。

戦略目標E(目標17~20)

参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて**実施を強化する**。

「昆明ーモンリオール生物多様性枠組」

昨年12月にCOP15が閉幕、待望の**ポスト愛知目標**が採択された！

会議結果のポイント

- ・2022年12月7日～19日にカナダ（モンリオール）で開催。（議長国：中国）
- ・2030年までの新世界目標**「昆明ーモンリオール生物多様性枠組」**が採択。
- ・資源動員については、2023年に**地球環境ファシリティ(GEF)※**の中に**「グローバル生物多様性枠組資金」**を設置することになった。
- ・遺伝資源に係る塩基配列情報(DSI)の利用に係る利益配分については、**多数国間メカニズム**を設置することとし、その詳細は公開作業部会を設置して**COP16に向けて多数国間メカニズム以外の方策も含め検討することになった。**

※生物多様性条約を含む5つの環境関連条約の資金メカニズムとして世界銀行に設置されている信託基金

新世界目標のトピックス

- 保全関係：**30by30目標**、劣化した自然地域の30%再生、外来種定着の半減
- ビジネス・主流化関係：**ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進**
- 自然を活用した解決策(NbS)関係：**自然が持つ調整力を減災等に活用**
- レビューメカニズム関係：**COP16までに国家戦略を改定、COP17で進捗レビューの実施を含むモニタリングの枠組を決定**

（環境省第6回生物多様性国家戦略小委員会資料より抜粋）

「昆明－モントリオール生物多様性枠組」の構造

- 「2050年ビジョン」: 愛知目標と同じ「自然と共生する世界」
- 「2030年ミッション」: 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転すること（「ネイチャーポジティブ」）を掲げ、達成ための23項目からなる「2030年ターゲット」が示された。
- A～Kの11のセクションから構成される。

セクションA. **背景**: 生物多様性の急激な減少の背景に社会の価値観・行動がある

セクションB. **目的**: 社会全体の関与によりネイチャーポジティブを実現

セクションC. 枠組の実施についての考慮事項: 18項目

セクションD. 持続可能な開発のための2030アジェンダとの関係

セクションE. 変化の理論

セクションF. **2050年ビジョン及び2030年ミッション**: 上記参照

セクションG. **2050年グローバルゴール**: 4項目からなる

セクションH. **2030年グローバルターゲット**: 23項目からなる(上記参照)

セクションI. 実施及び支援のメカニズムと実現条件

セクションJ. 責任と透明性

セクションK. 広報、教育、啓発及び取り組み

昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造

(第6回生物多様性国家戦略小委員会資料)

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール

A 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護

B 生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与(NCP)が評価・維持・強化

C 遺伝資源、デジタル配列情報(DSI)、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献

D 年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

1. すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
3. 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECDにより保全(30 by 30目標)
4. 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
5. 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
6. 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
7. 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
8. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
11. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
12. 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
13. 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
15. 事業者(ビジネス)が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
18. 生物多様性に有害なインセンティブ(補助金等)の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
22. 先住民及び地域社会、女性及び女兒、こども及び若者、障害者の生物多様性に関する意思決定への参画を確保
23. 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2030年ミッション

必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

昆明・モンリオール 2050年ゴール

ゴールA 保全

ゴールB 持続可能な
利用

ゴールC 遺伝資源への
アクセスと利益配分
(ABS)

ゴールD 実施手段

昆明・モンリオール2030年ターゲット (緊急に取るべき行動)

(1) 生物多様性への脅威の縮小 (3) 実施・主流化のツールと解決策

- 1: 空間計画
- 2: 自然再生
- 3: **30by30**
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取
- 6: 外来種対策
- 7: 汚染
- 8: 気候変動

(2) 人々の需要が満たされる

- 9: 野生種の利用
- 10: 農林漁業
- 11: 自然の調整機能
- 12: 緑地親水空間
- 13: 遺伝資源への
アクセスと利益配分
(ABS)

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネス
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金
- 19: 資金
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス
- 22: 先住民、女性及び若者
- 23: ジェンダー

「昆明－モントリオール生物多様性枠組」の構造

23項目からなる新世界目標の2030年ターゲットは、愛知目標と比べ、より具体的になり、数値目標をともなうものも増えた。

2030年ターゲット

※赤字は数値目標、
青字は定性目標

(1) 生物多様性への脅威を減らす

1. すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
3. 陸と海の少なくとも30%を保護地域とOECMにより保全(30by30目標)
4. 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
5. 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
6. 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
7. 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農薬及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
8. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

「昆明－モンリオール生物多様性枠組」の構造

23項目からなる新世界目標の2030年ターゲットは、愛知目標と比べ、より具体的で数値目標をとるものも増えた。

2030年ターゲット

※赤字は数値目標,
青字は定性目標

(2) 人々のニーズを満たす

9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
11. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
12. 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス、便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
13. 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

「昆明－モンリオール生物多様性枠組」の構造

23項目からなる新世界目標の2030年ターゲットは、愛知目標と比べ、より具体的で数値目標をとるものも増えた。

2030年ターゲット

※赤字は数値目標、
青字は定性目標

(3) ツールと解決策①

14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
15. 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、**食料廃棄の半減**、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、**グローバルフットプリントを削減**
17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立

「昆明－モンリオール生物多様性枠組」の構造

23項目からなる新世界目標の2030年ターゲットは、愛知目標と比べ、より具体的で数値目標をとまなうものも増えた。

2030年ターゲット

※赤字は数値目標、
青字は定性目標

(3) ツールと解決策②

18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間 5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
22. 先住民及び地域社会、女性及び女兒、子ども及び若者、障害者の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
23. 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

次期生物多様性国家戦略案の概要

第6回生物多様性国家戦略小委員会資料)

【位置づけ】新たな世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に対応し、生物多様性・自然資本（＝地球の持続可能性の土台・人間の安全保障の根幹）を守り活用するための戦略

第1部 戦略

2050年ビジョン『自然と共生する社会』

2030年に向けた目標：ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

基本戦略1

生態系の健全性の回復

（行動目標）

- ・ 30by30（国立・国定公園等OECM）
- ・ 自然再生
- ・ 汚染、外来種対策等
- ・ 希少種保全

基本戦略2

自然を活用した社会課題の解決（NbS）

（行動目標）

- ・ 自然活用地域づくり
- ・ 気候変動対策
- ・ 再生可能エネルギー導入における配慮
- ・ 鳥獣との軋轢緩和

基本戦略3

ネイチャーポジティブ経済の実現

（行動目標）

- ・ 事業活動での負の影響削減・情報開示
- ・ 技術サービス支援
- ・ 持続可能な農林水産業の推進

基本戦略4

生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動

（行動目標）

- ・ 環境教育の推進
- ・ ふれあい機会の増加
- ・ 行動変容
- ・ 食品ロス半減

基本戦略5

生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

（行動目標）

- ・ 基礎調査・モニタリング
- ・ データ・ツールの提供
- ・ 計画策定支援
- ・ 資源動員の強化
- ・ 国際協力

基本戦略ごとにあるべき姿（15の状態目標）、なすべき行動（25の行動目標）、各目標ごとに指標

第2部 行動計画

5つの基本戦略の下に25ある行動目標ごとに、関係省庁の関連する施策を掲載

本戦略の背景

- ・ **世界的潮流** 地球の持続可能性の土台、人間の安全保障の根幹としての**自然資本**
- ・ **位置づけ・役割** 生物多様性損失と気候危機：2つの危機の同時解決、**コロナ危機**との関係性、日本の課題

第1部：戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

- ・ **損失の直接要因**（土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種）とその背景にある**間接要因**（社会経済活動）、気候変動・食料生産・新興感染症・海洋環境における**生態系の健全性の回復と自然を活用した解決策**による**統合的解決**、**自然資本管理のビジネス化**等、世界的なトレンドと課題

第2節 我が国の現状と動向

- ・ 我が国の**生物多様性の現状と将来予測**、**4つの危機**（開発等、働きかけ縮小、外来種・汚染、気候変動）
- ・ **社会経済に内在する損失要因**としての「**社会のありかた**と**国民全体の価値観・行動**」（生物多様性が主流化されていない状況）

第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

- ・ ①**世界目標**、②**世界と日本のつながりの中での課題**、③**国内での課題**
- ・ 国家戦略で取り組むべき**5つの具体的課題**、その対処において**重要な考え方の解説**

第2章 本国家戦略の目指す姿（2050年以降）

第1節 自然共生社会の理念

- ・ 「**自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる**」

第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

- ・ **2050年ビジョン**『「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な利益がもたらされる」**自然と共生する社会**』
- ・ **2050年ビジョンの下での社会像**

第3章 2030年に向けた目標

第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）

- ・ **ネイチャーポジティブ**の実現：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる
- ・ 「ネイチャーポジティブ」「ネイチャーポジティブ活動」「ネイチャーポジティブ経済」の解説

第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

・ 5つの基本戦略

- ①生態系の健全性の回復：30by30目標の達成、利用・管理における影響軽減、野生生物保護管理
- ②自然を活用した社会課題の解決：NbSによる気候変動・資源循環等とのシナジー、鳥獣管理
- ③ネイチャーポジティブ経済の実現：情報開示・ファイナンス
- ④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）：
理解・価値観、消費活動
- ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進：情報整備、担い手確保・支援、国際協力

・ 基本戦略ごとに設定する2030年における目標：

あるべき姿（状態目標）、**なすべき行動**（行動目標）、目標ごとの**指標**

※各状態目標・行動目標は、我が国の状況及び昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえて設定

第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

第1節 実施に向けた基本的考え方

- ・ **7つの考え方**（①科学的な認識と予防的／順応的な取組、②わかりやすさの重視、③地域性の尊重と地域の主体性、④生態系のつながりを意識した取組、⑤長期的な視点にたった取組、⑥社会課題の統合的な解決への積極的活用とランドスケープアプローチ、⑦多様な主体の連携・協働の促進）

第2節 進捗状況の評価及び点検

第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

第4節 各主体に期待される役割と連携

- ①国、②地方公共団体、③事業者、④研究機関・研究者・学術団体、⑤教育機関（学校、博物館等）、⑥民間団体（NGO等）、⑦国民

第2部：行動計画

〈作成方針〉

- ・ **5つの基本戦略**の下での**行動目標ごと**に関係省庁の**関連する施策**を網羅的に記載
 - ・ **行動目標ごと**に**現状と課題、施策の方向性**（必要性）を描き、これに沿って関連施策を記載。
 - ・ 関連施策のうち、新規施策や野心的な目標を設定し強化する施策等を重点施策と位置づけ。
 - ・ できる限り、**施策ごとの現状と目標**を記載。
- 各施策について、行動目標との関係やその必要性、重要度とともに整理される。

〈今後に向けて〉

追加すべき施策の追加、施策の粒度を揃える、重要度の精査等により、完成度を高める。

第1章 生態系の健全性の回復

- 1-1 陸域及び海域の30%を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する
- 1-2 土地利用及びと海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する
- 1-3 汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を50%削減等）に資する施策を実施する
- 1-4 気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する
- 1-5 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める
- 1-6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

第2章 自然を活用した社会課題の解決

- 2-1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する
- 2-2 森里川海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する
- 2-3 気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める
- 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
- 2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

第3章 ネイチャーポジティブ経済の実現

- 3-1 企業による生物多様性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する
- 3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
- 3-3 遺伝資源の利用に伴うABSを実施する
- 3-4 みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

第4章 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

- 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
- 4-2 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人として豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる
- 4-3 国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す
- 4-4 食料ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した選択の機会を周知啓発するとともに、選択肢を増加させ、インセンティブを提示する
- 4-5 伝統文化や地域知・伝統知に配慮しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

第5章 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

- 5-1 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する
- 5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う
- 5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画のもとで統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する
- 5-4 生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員を強化に向けた取組を行う
- 5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める

附属書：本戦略の背景にある基礎的情報

- ・ 30by30ロードマップ・ 生物多様性や生態系サービス、ランドデザイン等

OECEMの検討状況

OECEMと自然共生サイト

2030年までに世界の陸域・海域のそれぞれ30%以上を自然保護地域とする「30by30目標」はOECEM (Other Effective area-based Conservation Measures) が、この数値目標の達成のための重要な手段のひとつとして期待され、環境省のOECEM検討会(通称)で日本でも制度化に向けた検討が行われている。

※**自然共生サイト**: 民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域。**保護地域内外を問わない**(右図参照)

「OECEM」について



OECEM全体像イメージ

注) 今後の検討によって変更の可能性あり

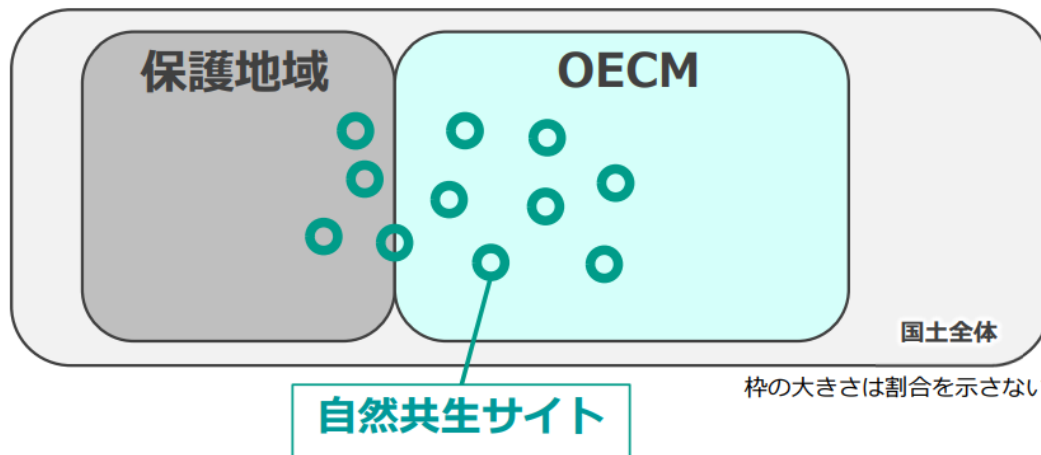
陸 域

- **自然共生サイト**認定区域
(保護地域との重複を除く)
- **団体との連携**協定
- **国の制度**等に基づく管理区域

海 域

- **沿岸域**
 - **自然共生サイト**認定区域
(保護地域との重複を除く)
- **沖合域**
 - **国の制度**等に基づく管理区域

保護地域、OECEM、自然共生サイトの関係



(R4第2回OECEM検討会資料より)

今年度は、民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域「**自然共生サイト**」について、**試行版審査委員会**※を設置して、申請のあった**前期23箇所、後期33箇所**の認定が行われた。

※**試行版審査委員会**：認定基準や審査プロセスを試行的に運用し、現実に運用した場合にどのような課題があるかを洗い出し、令和5年度からの本格運用に向けて必要な修正を行うため、「**自然共生サイト**」の**試行審査**（前期、後期）を実施

「自然共生サイト」について



- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず「**自然共生サイト**」に認定。
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、**保護地域との重複を除いた区域**を「**OECEM**」として登録。

自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域
(申請主体：企業、団体・個人、自治体)

申請

自然共生サイト
認定

審査 (認定主体：環境省)

「自然共生サイト」のうち、**保護地域との重複を除外した区域**

OECEMとして国際データベースに登録

注) 「自然共生サイト」の「(仮称)」は便宜上、本資料では省略

(R4第2回OECEM検討会資料より)

「自然共生サイト」として試行的に認定された区域は、広大な野鳥保護区や大学の研究林、企業の森から、保育園のビオトープや都市域の再生緑地まで含まれる。

自然共生サイト（仮称）認定の試行（前期）参加サイト

（R4第1回OECM
検討会資料）

No.	サイト名	所在地		協力者
		都道府県	市区町村	
1	史春林業生花の森	北海道	広尾郡広尾町	一般財団法人 史春森林財団
2	出光興産株式会社 北海道製油所	北海道	苫小牧市	出光興産株式会社
3	マテリアルの森 手稲山林	北海道	札幌市手稲区	三菱マテリアル株式会社
4	つくばこどもの森保育園	茨城県	つくば市	社会福祉法人花畑福祉会
5	サンデンフォレスト	群馬県	前橋市	サンデン株式会社
6	NEC我孫子事業場（四つ池）	千葉県	我孫子市	日本電気株式会社
7	清水建設「再生の杜」	東京都	江東区	清水建設株式会社
8	三井住友海上駿河台ビル及び駿河台新館	東京都	千代田区	三井住友海上火災保険株式会社
9	あさひ・いのちの森	静岡県	富士市	旭化成株式会社 旭化成ホームズ株式会社
10	富士通沼津工場	静岡県	沼津市	富士通株式会社
11	日本製紙 鳳凰社有林	山梨県	韮崎市	日本製紙株式会社
12	ソニーグローバルマニュファクチャリング & オペレーションズ株式会社幸田サイト	愛知県	額賀郡幸田町	ソニーグループ株式会社
13	パナソニック 草津工場「共存の森」	滋賀県	草津市	パナソニック株式会社
14	三井物産の森/京都 清滝山林	京都府	京都市	三井物産株式会社
15	阪南セブンの海の森	大阪府	阪南市	一般財団法人 セブン・イレブン記念財団
16	サントリー天然水の森 西脇門柳山	兵庫県	西脇市	サントリーホールディングス株式会社
17	御代島	愛媛県	新居浜市	住友化学株式会社
18	橋本山林（経済性と環境性を高い次元で両立させる自伐林業による多間伐施業の森）	徳島県	那賀町	特定非営利活動法人 持続可能な環境共生林業を実現する自伐型林業推進協会
19	王子の森/木屋ヶ内山林	高知県	高岡郡四万十町	王子ホールディングス株式会社
20	アサヒの森 甲野村山	広島県	庄原市・三次市	アサヒグループホールディングス株式会社
21	明治グループ自然保全区 くまもと こもれびの森	熊本県	菊池市	明治ホールディングス株式会社
22	Present Tree inくまもと山都	熊本県	上益城郡山都町	認定特定非営利活動法人 環境リレーションズ研究所、下田美鈴、山都町、緑川森林組合
23	水源涵養林用地 大船山山林56 林班	大分県	由布市	九州電力株式会社

自然共生サイト（仮称）認定の試行（後期）協力サイト一覧

No.	サイト名	所在地	協力者
1	北海道大学雨龍研究林	北海道	国立大学法人北海道大学
2	渡邊野鳥保護区フレシマ	北海道	公益財団法人日本野鳥の会
3	積水メディカル岩手工場	岩手県	積水化学工業株式会社
4	鹿島建設 日影山山林・ボナリ山林	福島県	鹿島建設株式会社
5	つくば生きもの緑地 in 国立環境研究所	茨城県	国立研究開発法人国立環境研究所
6	所さんの目がテン！かがくの里	茨城県	日本テレビ放送網株式会社
7	凸版印刷株式会社総合研究所	埼玉県	凸版印刷株式会社総合研究所
8	飯能・西武の森	埼玉県	西武鉄道株式会社
9	竹中工務店 技術研究所 調の森 SHI-RA-BE®	千葉県	株式会社竹中工務店
10	八王子市長池公園	東京都	NPOフュージョン長池
11	大日本印刷株式会社 市谷の杜	東京都	大日本印刷株式会社
12	長谷工テクニカルセンター	東京都	株式会社長谷工コーポレーション
13	大手町タワー	東京都	東京建物株式会社
14	下丸子の森	東京都	キヤノン株式会社
15	日立製作所国分寺サイト 協創の森	東京都	株式会社日立製作所
16	野比かがみ田緑地	神奈川県	横須賀市
17	E N E O S 株式会社 根岸製油所 中央緑地	神奈川県	E N E O S 株式会社
18	Y K K センターパーク ふるさとの森	富山県	YKK株式会社
19	柞の森（クヌギ植林地）	石川県	株式会社ノトノハツ
20	シャトー・メルシャン 梔子ヴィンヤード	長野県	キリンホールディングス株式会社
21	リコーえなの森	岐阜県	株式会社リコー
22	麻機遊水地	静岡県	静岡市
23	積水樹脂滋賀工場 生物多様性保全エリア	滋賀県	積水樹脂株式会社
24	奥びわ湖・山門水源の森	滋賀県	山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会
25	武田薬品工業株式会社京都薬用植物園内の樹木園	京都府	武田薬品工業株式会社 京都薬用植物園
26	エスベックバンビの里	兵庫県	エスベック株式会社
27	神戸の里山林・棚田・ため池	兵庫県	神戸市
28	南部町の里地里山ビオトープ	鳥取県	一般社団法人里山生物多様性プロジェクト
29	結の森	高知県	コクヨ株式会社
30	「四国山地緑の回廊」の連携に係る協定の対象森林（仮）	高知県	三菱商事株式会社
31	北九州市響灘ビオトープ	福岡県	北九州市
32	トラヤマの杜 貝口 スス山	長崎県	ツシマモリビト協議会
33	アマミノクロウサギ・トラスト 3 号地	鹿児島県	公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会

「30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」では「貢献証書制度」の検討が行われている。これは、自然共生サイト認定を受けた土地の維持管理等に要するコストや人材不足等に対して第三者が支援する場合に、インセンティブとしてその支援行為を認証するもので、地域社会、投資家等への対外的PRになり、TNFD等への対応も視野に入れている。

「自然共生サイト」と「経済的インセンティブ等」について

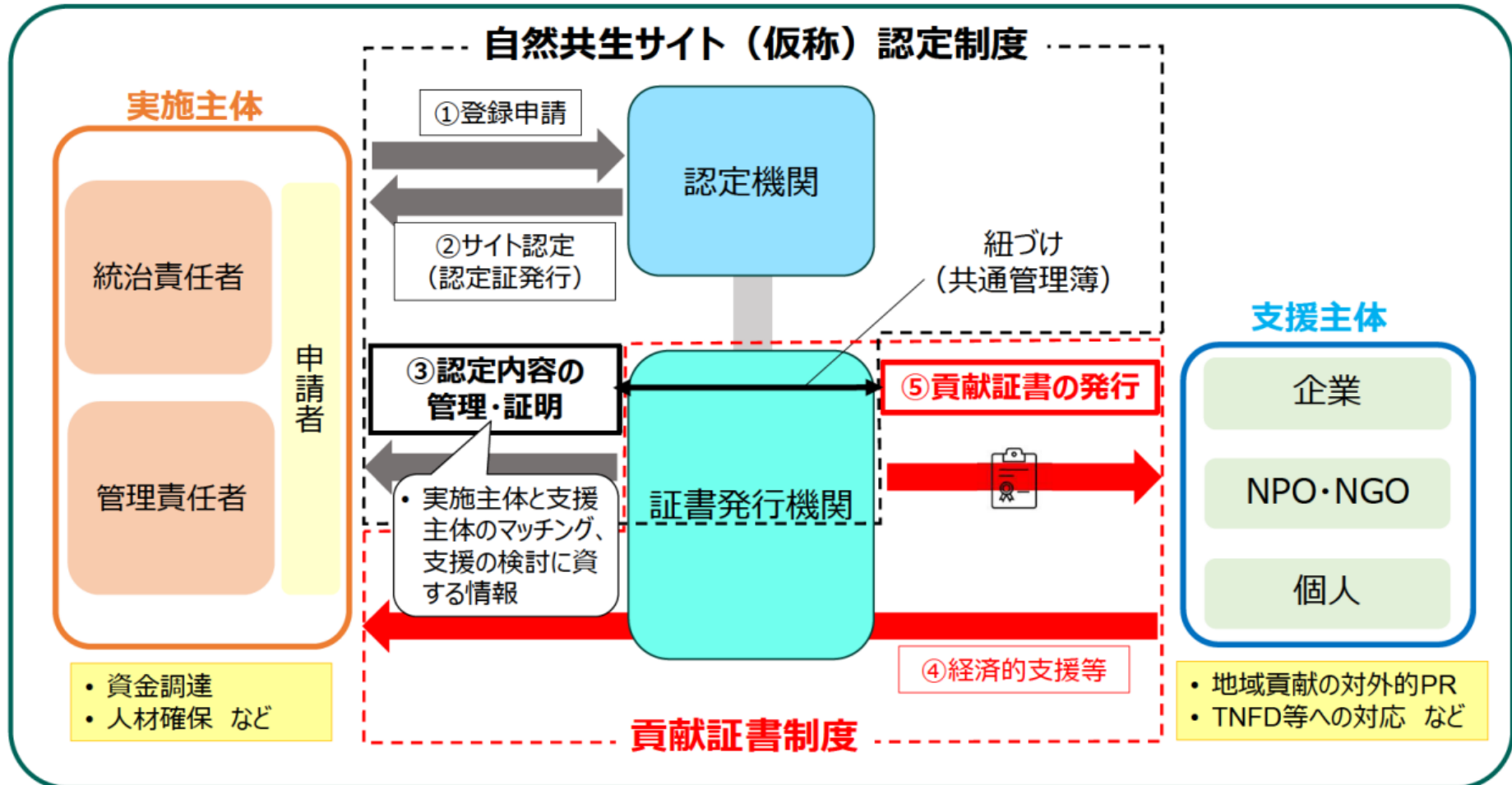


- 「自然共生サイト」は、認定を契機とし、生物多様性の価値が広く認知され、価値の維持や質の向上が図られていくことが期待。
- 一方で、「自然共生サイト」は、民間の取組等によって保全が図られている区域であることから、価値の維持や質の向上の取組を促進するためには、自然共生サイトの土地所有者・管理者・支援者に対する、経済的なものを含むインセンティブ付与が重要。
- そのため、「30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」において、主に「自然共生サイト」に対する「インセンティブ」を検討中。

貢献証書制度のイメージ

(R4第2回OECM検討会資料)

貢献証書：自然共生サイト（仮称）への支援行為（経済支援、人的支援等）を認証し、それを証明する書類



※これ以降、本資料では統治責任者・管理責任者・申請者を「実施主体」、企業・NPO・NGO・個人などの支援者を「支援主体」として整理している。

※サイト認定の「認定証」と「認定内容の管理・証明」のそれぞれの位置づけ、内容の調整等は要整理。

生物多様性の主流化:

いくつかの話題①

MY行動宣言

生物多様性の主流化の中で、消費者としての市民の役割は大きい。国連生物多様性の10年日本委員会は、「MY行動宣言」推進の取組の中で、ひとりひとりが生物多様性の恵みについて、**食べる、ふれる、伝える、守る、選ぶ**ことが大切とし、どれかひとつでも今日から行動しましょう！と呼びかけた。

1 「食べよう」 地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいます

2 「ふれよう」 自然の中へ出かけ、動物園、水族館や植物園などを訪ね、自然や生きものにふれます

3 「伝えよう」 自然のすばらしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで伝えます

4 「守ろう」 生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るため、地域や全国の活動に参加します

5 「選ぼう」 エコラベルなどが付いた環境にやさしい商品を選んで買います



2011 2020
こくれんせいぶつたようせい
国連生物多様性の10年日本委員会
ねんにほんいいんかい

せいぶつたようせい まも わたし
生物多様性を守るために、私たちにできるアクション!

マイ こん どう せん げん MY行動宣言

せいぶつたようせい
生物多様性とは、たくさんの生きものがつながりあって暮らしていること。
せいぶつたようせい まも
生物多様性を守るためには、まずは暮らしの中で、生きものとのつながりを
かん たいせつ みず くうき た き せいりようもくざい
感じる大切。水や空気はもちろん、食べものや着るものの材料、木材、
くすり けんりょう
薬の原料など、いろいろな生きもののおかげで、私たちは生きています。

つぎ
次の5つの中からあなたにできることを選んで「MY行動宣言」しましょう。
せいぶつたようせい めく つづ ひどろ
生物多様性の恵みを受け続けられるように、一人ひとりが「MY行動宣言」
をしよう きょう どう
をして、今日から行動しましょう!

- Act 1 **1 たべよう** じもと た
地元でとれたものを食べ、
しゆん あじ
旬のものを**味わいます**。 チェックしてね!
- Act 2 **2 ふれよう** しぜん なか で どうぶつえん すいぞくかん しよくぶつえん
自然の中へ出かけ、動物園、水族館や植物園
などを訪ね、自然や生きものに**ふれます**。
- Act 3 **3 つたえよう** しぜん すば きせつ うつ かん
自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、
しやしん え ふんしやう つた
写真や絵、文章などで**伝えます**。
- Act 4 **4 まもろう** い しぜん ひと ふんか
生きものや自然、人や文化との「つながり」を
まも ちいき ぜんこく かつどう さんか
守るため、地域や全国の活動に**参加します**。
- Act 5 **5 えらぼう** エコラベルなどが付いた環境に優しい
しょうひん えら か
商品を選んで**買います**。

い か き と
以下は切り取って
かきり ひと わた
係の人に渡してください

生物多様性の主流化:

いくつかの話題②

市民の選ぶ力は大きい

生物多様性の主流化が進むと、身近な自然のありようについても、生物多様性の観点から、市民の間で議論するようになることが期待される。市民の生活者としての選択がネイチャーポジティブ社会の推進力になる。

アカギ (トウダイグサ科)

高さ25mになる半常緑高木。

沖縄などに自生し、小笠原諸島や奄美群島に導入された「国内外来種」。日本の「侵略的外来種ワースト100」に選定。

小笠原では、在来植物と競合、駆逐し、在来動物の生息環境を改変し、影響を与えている。

シンボルツリー 切る？守る？

外来種の古木 悩む世界自然遺産の島

長年、市民に親しまれてきた校庭や街路樹のアカギの古木を切るべきか、守るべきか・・・世界自然遺産に登録された奄美大島で、市が頭を悩ませている。

地域のシンボルツリー・歴史の証左として存続をのぞむ学校関係者や地域住民も多い一方で、自然植生の中で幼木が目立つようになってきて、「日本の侵略的外来種ワースト100」のアカギを駆除すべきとの声もある。

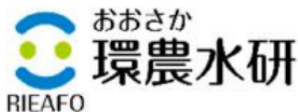
※朝日新聞 2023年2月25日夕刊の記事
(執筆: 神田和明・野崎健太)より

生物多様性の主流化： いくつかの話題③ マスコミの伝える力は大きい

バラエティ番組も、生物多様性の観点が加われば、多くの視聴者にその保全と利用の大切さを届けることができる。そのためには、番組作りの現場に生物多様性に精通したスタッフの存在が欠かせない。

環農水研生物多様性センターはMBSテレビ「関西ジャニ博」と共同で、道頓堀川でのニホンウナギの生息調査を行い、11個体の捕獲に成功。同番組の中で、環境DNAの調査、耳石の解析、大阪自然史博での標本作成の様子なども放映された。環農水研は同所と連携して絶滅危惧種ニホンウナギを捕獲し、大阪の環境改善や生態系への社会の関心を高めた真摯な番組制作姿勢に敬意を表し、(株)MBS放送と(株)MBS企画に感謝状を贈呈した。

(2023年1月6日にプレスリリース)



地方独立行政法人
大阪府立環境農林水産総合研究所（おおさか環農水研）
生物多様性センター 担当：山本義彦
TEL：072-833-2770 FAX:072-831-0229

プレスリリース

令和5年1月6日

府政記者会 各位
大阪科学・大学記者クラブ 各位
枚方記者クラブ 各位

※1月10日（火曜日）
正午解禁

水都大阪の代表“道頓堀川”で、ニホンウナギの生息を確認

おおさか環農水研生物多様性センターはMBSテレビ「関西ジャニ博」（※1）と共同で、水都大阪の景観を代表する道頓堀川でのニホンウナギ（以下、ウナギ）の生息調査を行い、11個体の捕獲に成功しました。本件は捕獲後の分析等のシーンを含めて、令和5年1月15日（日曜日）15時からのMBSテレビ「日曜！関西ジャニ博」で放送される予定です。



(株)毎日放送の虫明社長に感謝状を贈呈。2023.3.1
(株)毎日放送(右上)と(株)MBS企画(右下)での贈呈式。

生物多様性の主流化とネーチャーポジティブ社会

- 新世界目標が「三度目の正直」となり、**世界がネイチャーポジティブに向かうカギ**を握るのは、**生物多様性の保全と持続的な利用の重要性**が社会に広く認識され、あらゆる主体の行動に反映される「**生物多様性の主流化**」の**社会への浸透**をおいてほかにはない。



道頓堀川で捕獲されたニホンウナギ。多くのマスコミが取り上げ、**生物多様性の主流化**に大きな貢献をしたかもしれない。

(環農水研の報道提供資料より)

- 新世界戦略とそれを受けて策定される新国家戦略がうまく機能することを期待したい。

ご静聴ありがとうございました！